

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 有期労働契約の締結・更新・雇止めの留意点

パートタイマー（フルタイムを含む）やアルバイトなどいわゆる非正規労働者との有期労働契約の締結、契約の更新、あるいは雇止めが行われる時期ですので、トラブルを未然に防ぐために現在の雇用管理が適切であるかチェックしましょう。

### 適切な雇用管理のためのチェックシート(重要項目)

- 賃金、労働時間など重要な労働条件については、雇用契約書もしくは労働条件通知書を交付している。(昇給・賞与・退職金の有無を含む)
- 前項の書面において、労働契約の期間を明示している。
- 有期労働契約の更新の有無を明示している。
- 有期労働契約を更新する可能性がある場合において、更新の判断基準を明示している。
- 必要以上に短い期間を有期労働契約期間とし、反復更新していない。
- 有期労働契約期間中に、やむを得ない事由がある場合でなければ解雇しない。
- 退職に関する事項(解雇の事由を含む)は、書面によって明示している。
- やむを得ず解雇する場合は、30日以上前に予告している。  
(又は解雇予告手当を支給する)
- 3回以上更新し、または1年以上継続勤務している労働者との契約更新を行わない場合には、少なくとも30日以上前に予告している。  
(あらかじめ、更新しないことが明らかな場合を除く)
- 契約更新を行わない理由について証明書を請求されたときは、遅滞なくその証明書を交付している。
- 契約を1回以上更新し、かつ1年を超えて継続雇用している労働者との契約更新にあたり、契約の実態および労働者の希望に応じて、契約期間をできるだけ長くするよう努めている。
- 女性労働者が妊娠、出産したことにより契約を更新しないなど不利益な取扱をしていない。

その他の項目については、下記をご参照ください。

- 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1209-1f.pdf>
- 「有期契約労働者の雇用管理に関するガイドライン」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other25/dl/01.pdf>